

明和町立明和北小学校水泳指導業務委託仕様書

1. 業務の名称

明和町立明和北小学校水泳指導業務委託

2. 業務目的

本委託業務は、明和町立明和北小学校（以下「明和北小学校」という。）の体育科における水泳指導を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とする。

3. 対象学校

学校名 明和町立明和北小学校
所在地 明和町大字馬之上 902-1
対象児童数（推計）

年度	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R 8	児童数	102	112	123	120	83	84	624
	学級数	4	4	4	4	3	3	22
R 9	児童数	98	102	112	123	120	83	638
	学級数	4	4	4	4	4	3	23
R 10	児童数	99	98	102	112	123	120	654
	学級数	4	4	3	4	4	4	23
R 11	児童数	88	99	98	102	112	123	622
	学級数	3	4	3	3	4	4	20
R 12	児童数	64	88	99	98	102	112	563
	学級数	3	3	3	3	3	4	19

※児童数は令和7年5月現在の住民基本台帳を基に推計したもの。

※1～2年は1学級30名まで、3～6年は1学級35名までとする。

4. 履行場所

受託者が提供する屋内水泳施設（移動時間は片道で概ね30分程度とする。ただし、バス等の乗降時間を含む）

5. 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日までとする。

ただし、本業務開始は、明和北小学校開校予定年度である令和8年4月1日とし、それまでの期間は本業務の準備期間ということで、発注者から受託者への委託金額の支払いは発生しないものとする。

また、契約期間において本仕様書「6 業務内容」における水泳指導ごとに指導日時、学年の割り振り等について、契約締結後に、当該校と協議の上決定する。

6. 業務内容

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）（以下「学習指導要領」という。）に基づき教員が実施する水泳指導を受託者が提供する屋内水泳施設で受託者の指導員により実施するもの。

(1) 実施期間：契約日から令和13年3月31日まで（実施日は学校休業日でない日に限る。）

(2) 授業における水泳指導の実施回数

・現在、明和町内における小学校の授業時間が1単位につき45分のため、以下のとおり実施すること。

普通学級、特別支援学級：年間5回

単位時間（2単位時間×5回）／学級

※1回の授業は2単位時間と前後の休憩時間を含む120分程度を実施時間とします。

(3) 移動時間等も含めた実施時間は、8時45分から15時30分のうち120分程度を上限とし、授業時間は45分以上として、詳細については契約締結後に当該校と協議の上決定すること。

(4) 年間当たり、学年単位又はクラス単位での水泳指導を基本各学年5回×6学年とする。

(5) 学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖、屋内水泳施設の故障等様々な事由によって水泳指導の実施が不可となった場合については、当該校と受託者で代替日を調整し、年間で各学年5回の水泳指導を実施すること。その場合のキャンセル料等は発生しない。当該校と受託者で代替日を調整することができず、規定回数の授業が出来ない場合については、発注者と受託者で協議の上、契約変更できるものとする。

(6) 上記理由により、予定していた水泳指導の実施が不可能となった場合に発生する諸費用は、受託者の負担とする。

(7) 特別支援学級の水泳指導は、普通学級の実施日にあわせて行うこと。

(8) 指導の流れ

①指導内容等打ち合わせ

・契約締結後、当該校と受託者は、移動及び指導に関して事前に十分な打ち合わせ

を行うこととする。

・受託者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、教員の評価を支援すること。

②実施

指導員は、教員と連携し、児童一人ひとりの実態に合ったきめ細かで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。

③泳力向上効果

水泳指導を実施することにより得られた児童の泳力向上の成果について報告書を作成し提出すること。

(9) 水泳指導運営にかかる諸費用は、受託者が負担すること。

7. 施設

(1) 場所

水泳指導の時間は、指導に必要な場所を一般利用者用と区別して設けること。

(2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準（平成 30 年 3 月告示）第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

(3) その他の施設等

①保健施設

体調不良や怪我等の児童を休ませることができる区切られた場所を確保すること。AEDが緊急時にすぐに使える場所(プールサイド等)に設置されていること。

②更衣室

男女別の更衣施設があること。利用時に一般利用者と区別するなど配慮すること。

③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保のためのシャワー施設があること。

④空調施設等

更衣室、プール室の気温及び水温は、気候、熱中症対策、児童の健康に留意した安全な水泳指導が実施できる適正温度を保ち、調節が可能であること。

⑤見学者の待機場所

見学者が待機できる場所を確保すること。

⑥管理体制

施設を安全に利用できるよう、監視員の配置など適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

8. 移動

(1) 全児童及び教職員の移動手段が確保できるよう、受注者がバス等を確保し、送迎を行うこと。

(2) 各学校から水泳施設まで全児童及び教職員等がバス等に安全に乗り降りできる場所を確保し、最も安全なルートで安全運転で送迎すること。

また、運行経路を、あらかじめ発注者に提出し、承認を得ること。

(3) 受注者は、バス等降車時は、バス等に児童の置き去りがないよう対策を講じること。

(4) 移動が困難な児童に対しては、契約締結後、当該校と受託者で協議の上適切な対応を行うこと。

9. その他

(1) 指導方針

①学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導に当たること。

②指導内容は、「学習指導要領保健体育編」の内容を基本とし、学校の年間指導計画の学習内容を基に、契約締結後、当該校と受託者で協議の上、決定すること。

(2) 責任の所在

指導に当たっては、安全第一とし、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、当該校と協力して事態の收拾を図ること。指導中において、受託者の重過失により事故が発生した場合には、受託者が責任を負うこと。

(3) 報告

業務が完了次第、すみやかに下記の内容を含む完了報告書を提出してください。

・ 受託者は、1回毎の水泳指導実施後に指導に当たった教員・補助員、指導内容、児童数、児童の健康の状況等を記録すること。

・ 受託者は、契約締結後、速やかに当該校と受託者で打ち合せの上、スケジュール等を記載した実施計画書等を提出すること。

・ 受託者は児童の成績評定について教員に資料の提供や助言を適切に実施すること。

・ 受託者は、業務終了後、速やかに事業完了報告書を作成し、提出すること。

(4) 委託料の支払いについて

年度ごとに年1回払いとする。委託料の支払いは全水泳指導完了後とする。

(5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。